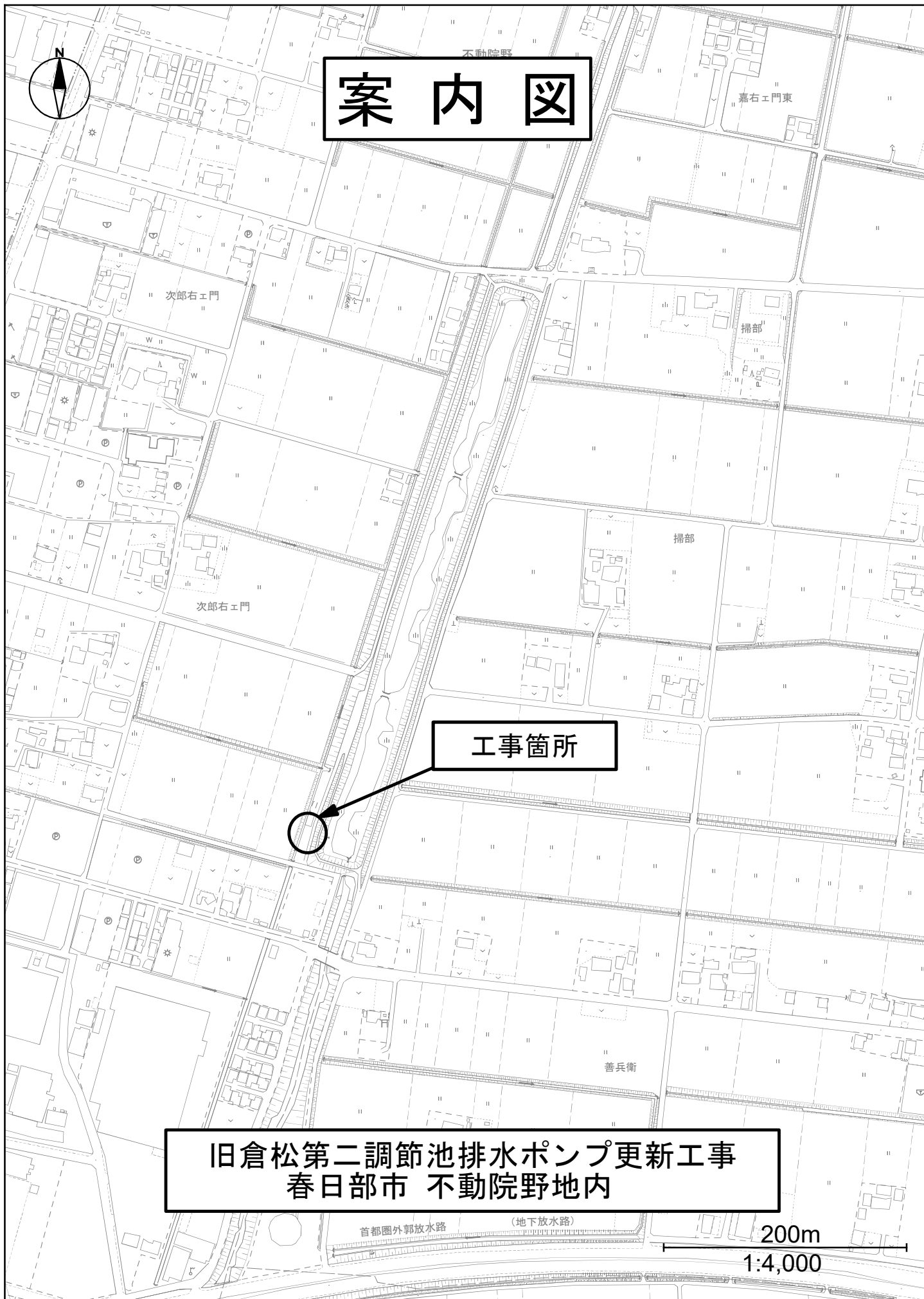


令和7年度 工 事 仕 様 書

工 事 名	旧倉松第二調節池排水ポンプ更新工事
工 事 場 所	春日部市不動院野地内
路 河 川 名 称	
事 業 名	
工 事 大 要	

【機械設備】

排水ポンプ更新（φ600） 1 台



案内図

工事箇所

旧倉松第二調節池排水ポンプ更新工事
春日部市 不動院野地内

200m
1:4,000

変 更 理 由					
備 考					
地 区	(0001) 県南				
適 用 年 月	(R0703) 令和7年3月				
工 期	当 初	自		至	
		日 数			
	変 更			至	
予算担当課					
	工事価格				
	消費税相当額				
	合計				
請 負	工事価格				
	消費税相当額				
	合計				
	請負増減額				
業務コード	大コード		小コード		

本 工 事 費 内 訳 書 (総括)		
費目・工種・種別・細別	金 額	摘 要
本工事費		
_ 機械設備工事		
_ _ 機器費		
_ _ 直接工事費		
_ _ 間接工事費		
_ _ 設計技術費		
_ _ 一般管理費等		
_ 工事価格（機械設備）		
_ 河川維持・修繕		
_ _ 直接工事費		
_ _ 共通仮設費		
_ _ 現場管理費		
_ _ 一般管理費等		
_ 工事価格（河川維持・修繕）		

[illegible]

本 工 事 費 内 訳 書 (機 械 設 備)					
費目・工種・種別・細別	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
本工事費		式			
	1				
_ 機械設備工事		式			
	1				
_ _ 機器費		式			機－1号代価表
	1				
_ _ 直接工事費		式			
	1				
_ _ _ 輸送費		式			機－2号代価表
	1				
_ _ _ 労務費		式			
	1				
_ _ _ _ 一般労務費		式			機－3号代価表
	1				
_ _ _ _ 機械設備据付労務費		式			機－4号代価表
	1				
_ _ _ 直接経費		式			
	1				
_ _ _ _ 機械経費		式			
	1				
_ _ _ _ 総合試運転費		式			
	1				
_ _ _ 仮設費		式			
	1				
_ _ _ _ 仮設費		式			
	1				
_ _ 間接工事費		式			
	1				
_ _ _ 共通仮設費		式			
	1				

本 工 事 費 内 訳 書 (機 械 設 備)					
費目・工種・種別・細別	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
― ― 現場管理費		式			
	1				
― ― 据付間接費		式			
	1				
― 据付工事原価計		式			
	1				
― 設計技術費		式			
	1				
― ― 設計技術費		式			
	1				
― 工事原価		式			
	1				
― 一般管理費等		式			
	1				
― 一般管理費等		式			
	1				
工事価格		式			
	1				

機械設備					
機器費				機－1号	
費目・工種・種別・細別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
水中渦巻斜流ポンプ φ 600mm×36. 6m3/min×3. 5m×37kw×400V	台				
		1			
クラウド監視システム 機能増設	式				
		1			
			計		

機械設備	
輸送費	機一2号

機-2号

[illegible]

機械設備					
一般労務費				機－3号	
費目・工種・種別・細別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
普通作業員	人				
設備機械工	人				
電工	人				
			計		

[illegible]

機-4号

[illegible]

本 工 事 費 内 訳 書									
工事区分	工種	種別	細別・規格	数	量	単 位	単 価	金 額	摘 要
河川改修						式			
				1					
_ 築堤・護岸						式			
				1					
_ _ 河川土工						式			
				1					
_ _ _ 伐採工						式			
				1					
_ _ _ _ 伐採工						式			第1号内訳書
				1					
_ 直接工事費						式			
				1					
_ _ 共通仮設費計						式			
				1					
_ _ _ 共通仮設費（率分）						式			
				1					
_ 純工事費						式			
				1					
_ _ 現場管理費						式			
				1					
_ 工事原価計						式			
				1					

本 工 事 費 内 訳 書									
工事区分	工種	種別	細別・規格	数	量	単 位	単 価	金 額	摘 要
_ _ 一般管理費等						式			
				1					
工事価格						式			
				1					
_ 消費税相当額						式			
				1					
工事費合計						式			
				1					

建設技能労働者や交通誘導員等の現場労働者にかかる経費として、労務費のほか各種経費（法定福利費の事業者負担額、労務管理費、安全訓練等に要する費用等）が必要であり、本積算ではこれらを現場管理費等の一部として率計上している。

使用機械の機種・規格及び施工方法は特記仕様書等で定めのある場合を除き、受注者の責任において任意で定め施工すること。ただし、使用機械は、排出ガス対策、低騒音・低振動型建設機械を原則とし、機種や規格については、施工計画書等に明記すること。

第1号一位代価表(内訳書) 伐採工

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
伐採工（幹周20cm未満）		本			第1号特殊施工
	1				
伐採工（幹周20cm～30cm未満）		本			第2号特殊施工
	1				
伐採工（幹周30cm～60cm未満）		本			第3号特殊施工
	1				
伐採工（幹周60cm～90cm未満）		本			第4号特殊施工
	1				
伐採工（幹周90cm～120cm未満）		本			第5号特殊施工
	1				
伐採工（幹周120cm～150cm未満）		本			第6号特殊施工
	1				
伐採工（幹周150cm～180cm未満）		本			第7号特殊施工
	1				
処分費（伐採樹木）		kg			
	1				
4tコンテナ車 6～8m ³		回			
	1				
合 計					

第 0001 号 一位代価表(施工歩掛表)

ダンプトラック [普通・ディーゼル] 2t積

1.00 日 当り

(SG000130)

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
運転手(一般)		人			
軽油		L			
ダンプトラック[オンロード・ディーゼル] 2t積級		供用日			
タイヤ損耗費 2～3t積級 普通 供用日		供用日			
諸雑費 (まるめ)	1.000	式			
合 計	1	日	当り		

条件名称
J01 タイヤ損耗費

入力名称
普通

第 0001 号 一位代価表(特殊施工単価) 伐採工 (幹周20cm未満)
PJ0010

10.000 本 当り

名 称 / 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
造園工	人				
普通作業員	人				
チェーンソー[ガソリンエンジン] 鋸長600mm 排気量0.080L	日				
ダンプトラック [普通・ディーゼル] 2t積 普通	日				第1号施工表
合 計	1	本	当り		

第 0002 号 一位代価表(特殊施工単価) 伐採工 (幹周20cm～30cm未満)
PJ0020

10.000 本 当り

名 称 / 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
造園工	人				
普通作業員	人				
チェーンソー[ガソリンエンジン] 鋸長600mm 排気量0.080L	日				
ダンプトラック [普通・ディーゼル] 2t積 普通	日				第1号施工表
合 計	1	本	当り		

第 0003 号 一位代価表(特殊施工単価) 伐採工 (幹周30cm～60cm未満)
PJ0030

10.000 本 当り

名 称 / 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
造園工	人				
普通作業員	人				
チェーンソー[ガソリンエンジン] 鋸長600mm 排気量0.080L	日				
ダンプトラック [普通・ディーゼル] 2t積 普通	日				第1号施工表
合 計	1	本	当り		

第 0004 号 一位代価表(特殊施工単価) 伐採工 (幹周60cm～90cm未満)
PJ0040

10.000 本 当り

名 称 / 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
造園工	人				
普通作業員	人				
チェーンソー[ガソリンエンジン] 鋸長600mm 排気量0.080L	日				
ダンプトラック [普通・ディーゼル] 2t積 普通	日				第1号施工表
合 計	1	本	当り		

第 0005 号 一位代価表(特殊施工単価) 伐採工 (幹周90cm～120cm未満)
PJ0050

10.000 本 当り

名 称 / 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
造園工	人				
普通作業員	人				
チェーンソー[ガソリンエンジン] 鋸長600mm 排気量0.080L	日				
ダンプトラック [普通・ディーゼル] 2t積 普通	日				第1号施工表
合 計	1	本	当り		

第 0006 号 一位代価表(特殊施工単価) 伐採工 (幹周120cm～150cm未満)
PJ0060

10.000 本 当り

名 称 / 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
造園工	人				
普通作業員	人				
チェーンソー[ガソリンエンジン] 鋸長600mm 排気量0.080L	日				
ダンプトラック [普通・ディーゼル] 2t積 普通	日				第1号施工表
合 計	1	本	当り		

第 0007 号 一位代価表(特殊施工単価) 伐採工 (幹周150cm～180cm未満)
PJ0070

10.000 本 当り

名 称 / 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
造園工	人				
普通作業員	人				
チェーンソー[ガソリンエンジン] 鋸長600mm 排気量0.080L	日				
ダンプトラック [普通・ディーゼル] 2t積 普通	日				第1号施工表
合 計	1	本	当り		

積 算 条 件 一 覧 表

単価表番号	名 称 / 規 格	単 位	単 価	摘 要
第0001号施工表	ダンプトラック [普通・ディーゼル] 2t積 普通	日		SG000130

使用機械の機種・規格及び施工方法は特記仕様書等で定めのある場合を除き、請負者の責任において任意で定め施工すること。ただし、使用機械は、排出ガス対策、低騒音・低振動型建設機械を原則とし、機種や規格については、施工計画書等に明記すること。

旧倉松第二調節池排水ポンプ更新工事

特記仕様書

令和7年度

春日部市河川課

第1章 総則

第1節 一般事項

(1) 適用範囲

本仕様書は春日部市河川課（以下、甲という）が発注する下記工事に適用する。

工事名称：旧倉松第二調節池排水ポンプ更新工事

工事場所：春日部市不動院野地内

(2) 関係法令等の遵守

請負者（以下、乙という）は、工事請負約款、建設業法、労働基準法、労働者災害補償保険法およびその他の関係法令、並びに関係官公署の許可条件を遵守し、工事の円滑な進捗を図らなければならない。

(3) 官公署に対する手続き

工事施工のため、必要な官公署に対する手続きは、乙が行うものとし、これに要する費用は乙の負担とする。

なお、乙はその結果を監督員に報告しなければならない。

(4) 適用規格

- 1) 日本産業規格（JIS）
- 2) 電気規格調査会標準規格（JEC）
- 3) 日本電機工業会規格（JEM）
- 4) 内線規程
- 5) その他関係法規

第2節 承諾図および完成図書

(1) 承諾図

この仕様書並びに添付図書に記載する事項は、主要事項のみを示すものであるため、乙は承諾図を提出し監督員の承諾を得てから機器製作に着手しなければならない。

なお、承諾図の提出部数は2部（返却用1部を含む）とする。

(2) 完成図書

完成図書には、承諾図に下記のものを追加し2部提出するものとする。

完成図書の製本については監督員と協議のうえ決定する。

- 1) 機器性能特性図
- 2) 試験成績書
- 3) 機器取扱説明書
- 4) その他監督員の指示するもの

第3節 材料

(1) 材料の規格

主な使用材料はすべて日本産業規格（JIS）、電気規格調査会標準規格（JEC）、日本電機工業会規格（JEM）、内線規程のいずれかに適用しなければならない。

(2) 使用材料の検査及び承諾

- 1) 工事用材料は、使用前に検査を受け合格したものでなければならない。
使用材料については、使用前に承諾されたものでなければならない。
- 2) 材料検査に際して、乙はこれに立ち会わなければならない。
立ち会わない場合は、乙は検査に対し異議を申し立てることはできない。
- 3) 検査及び試験のため、使用に耐えられなくなったものは、所定数量に算定してはならない。
- 4) 材料検査に合格したものであっても、使用時になって損傷や変質したときは新品と取替え、再び検査を受けなければならない。

第4節 試験および検査

(1) 試験および検査

- 1) 工事完了後は監督員立会いのうえ、総合試験及び各種検査を実施する。
- 2) 機器及び付属品の試験は、工場試験と現場試験に区別して行うものとする。
工場試験は機器製作完了後、その製作工場において実施し、現場試験はすべての機器を現場に据付完了後、各種試験を行うものとする。
なお、各種試験は原則として監督員立会いのうえ実施するものとし、事前に検査日時、検査場所等の必要項目を記入し、監督員に提出することとする。
- 3) 工場検査および試運転は甲への納入品以外のものであってはならない。
- 4) 監督員が必要と認めた場合は、公共又は権威ある試験所、その他の機関の材料試験成績書および検査合格証明書を提出するものとする。

- 5) 工場検査を省略された機器材料についても監督員の指定したものについては、試験成績書を提出するものとする。
- 6) 機器の試験および検査は原則として監督員の立会いのもとに行うが、当該機器が公認の規格による汎用品である時はその成績表を提出して承諾を受けるものとする。
- 7) 試験に要する費用はすべて乙の負担とする。

第5節 試運転および運転指導

(1) 試運転

- 1) 工事完了後、現場試験を実施する場合には乙は責任ある専門技術者を現場に派遣し、監督員と打合せのうえ試運転の実施に当たること。
- 2) 試運転実施日および期間については、監督員の指示によるものとする。
- 3) 試運転成績書は速やかにまとめて必要部数を甲に提出すること。
- 4) 試運転調整に要する費用はすべて乙の負担とする。

第6節 現場代理人の常駐義務緩和

次の(1)又は(2)に該当する場合は、常駐規定を緩和できるものとする。

(1) 実質的に現場が稼働していない期間（常駐を要しない期間）。

- 1) 契約締結後、現場作業に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資器材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）。
- 2) 完成または完了検査が終了し、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間。
- 3) 工事を全面的に一時中止してる期間。
- 4) 工場制作のみが行われている期間。

(2) 一定の条件を満たす場合（常駐を緩和する工事）

- 1) 主任技術者を選任で配置する必要のない場合（建設業法（以下「法」という。）第26条第3項に該当しない場合）。
- 2) 主任技術者を選任で配置しなければならない（法第26条第3項に該当する）が「埼玉県建設工事における技術者の専任に係る取扱要領」により主任技術者の兼務が認められる条件に該当する場合。

第7節 現場代理人の兼務

常駐規定の緩和に伴い、他の工事等の現場代理人等との兼務が可能となるが、現場代理人等が兼務できる場合は、次の(1)から(3)の全てを満たす場合とする。ただし、第13節(2)イについては、同一の主任技術者が兼務する場合に限る。

- (1) 兼務できる工事の数について
 - 2 件までとする
- (2) 兼務できる工事の現場間の距離等について
 - ア 「常駐を要しない期間」における兼務については、現場間の距離は問わない。
 - イ 「常駐を緩和する工事等」 同士の兼務については次の全てを満たすこと。
 - ① 春日部市内
 - ② 工事をする相互の現場の間隔が直線で 1 0 k m 程度以内であること
- (3) 春日部市が発注する工事（ただし、発注担当課の承諾が得られている場合に限る。）

第 8 節 調査事項、その他

- (1) 乙は設計図書および数量計算書に示された数量の確認を行い、監督員の指示がある場合には出来高調書を作成し提出しなければならない。
- (2) 産業廃棄物の処理については、関係法令に基づき許可を受けた処分場にて処分を行うこととする。
- (3) 処分を証明する下記資料を監督員に提出することとする。
 - 1) 収集運搬、最終処分業の許可証の写し。
 - 2) 産業廃棄物処理契約書の写し。
 - 3) 産業廃棄物処理業者の許可証の写し。
 - 4) 処分数量を確認できる資料（マニフェスト管理票）。

第 9 節 情報共有システムの活用について

「春日部市建設工事情報共有システム実施要領」第 3 条第 1 項に基づき、情報共有システムを活用すること。

実施にあたっては、「春日部市建設工事情報共有システム実施要領」に基づくものとするので予め市のウェブページを参照すること。

<https://www.city.kasukabe.lg.jp/soshikikarasagasu/keiyakukensaka/gyomuannai/2/3/29511.html>

第2章 機械設備工事

第1節 概要

本工事は、旧倉松第二調節池設備更新に伴い、機器の撤去据付工事を行うものである。

第2節 主要機器構成

- | | |
|--------------------|----|
| (1) No.2排水ポンプ | 1台 |
| (2) クラウド監視システム機能増設 | 1式 |

第3節 工事範囲

- (1) 第2節記載の機器製作
- (2) 第2節記載の機器据付工事
- (3) 鋼製加工品の製作据付工事
- (4) 機器撤去工事
- (5) 試運転調整
- (6) その他上記に伴う諸工事

第4節 機器特記仕様

- (1) No.2排水ポンプ
 - 1) ポンプ仕様
 - ① 形 式 水中渦巻斜流ポンプ
 - ② 口 径 $\phi 600\text{mm}$
 - ③ 吐 出 量 $36.6\text{m}^3/\text{min}$
 - ④ 全 揚 程 3.5m
 - ⑤ 数 量 1台
 - 2) 電動機仕様
 - ① 形 式 乾式水中形三相誘導電動機
 - ② 出 力 37kW
 - ③ 極 数 14P
 - ④ 電 圧 $3\phi 200\text{V}$
 - ⑤ 周 波 数 50Hz
 - ⑥ 始動方式 スターデルタ

3) 主要部材料

- | | |
|---------|--------|
| ① ケーシング | FC250 |
| ② 羽根車 | SCS13 |
| ③ 主 軸 | SUS403 |

4) 塗装

- | | |
|-------|----------|
| ① 接水部 | エポキシ樹脂塗装 |
| ② 大気部 | メーカー標準 |

5) 接続方式

- | | |
|-------|------|
| ① 吐出側 | 着脱装置 |
|-------|------|

6) 付属品 (1台につき)

- | | |
|-------------|------|
| ① 地上銘板 | : 2式 |
| ② 水中ケーブル | : 1式 |
| ③ 吊上用鎖(SUS) | : 1式 |
| ④ 浸水検知器 | : 1式 |
| ⑤ 温度検知器 | : 1式 |
| ⑥ 水冷ジャケット | : 1式 |
| ⑦ その他必要なもの | : 1式 |

(2) クラウド監視システム機能増設

- | | |
|--------|-----|
| 1) 数 量 | 1 式 |
|--------|-----|

- | | |
|----------|---------------------------------|
| 2) 電動機仕様 | ・排水ポンプ更新に伴う監視画面の変更及び監視項目の追加を行う。 |
|----------|---------------------------------|

専任特例 2 号の場合の監理技術者の配置に係る特記仕様書**(趣旨)**

第 1 条 この特記仕様書は、建設業法第 26 条第 3 項第 2 号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例 2 号の場合の監理技術者」という。）及び監理技術者を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）の配置に係る必要な事項を定めたものである。

(技術者の配置等)

第 2 条 専任特例 2 号の場合の監理技術者の配置を行う場合は、次に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

- (1) 監理技術者補佐を専任で配置すること。
- (2) 監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する者のうち、一級の技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工管理技士補）又は一級施工管理技士等の国家資格者、若しくは、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。
なお、監理技術者補佐として認められる業種は、主任技術者の資格を有する業種に限る。
- (3) 監理技術者補佐は入札参加者又は受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (4) 監理技術者が兼務できる工事は、埼玉県内で施工される工事であること。
- (5) 監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行すること。
- (6) 監理技術者と監理技術者補佐の間で常に連絡が取れる体制であること。
- (7) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

(同一の特例監理技術者が兼務できる工事)

第 3 条 同一の監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に 2 件までとする。

(提出書類)

第 4 条 受注者は、専任特例 2 号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合は、現場代理人等通知書及び経歴書を監督員にその都度提出するものとする。

- 2 受注者は、専任特例 2 号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合は、施工計画書に各々が担う業務について記載し、監督員にその都度提出するものとする。

(適用除外)

第5条 春日部市建設工事低入札価格取扱要綱で定める低入札価格調査を経て契約を締結する工事である場合は、専任特例2号の場合の監理技術者の配置を認めないものとする。

(CORINSへの登録)

第6条 本工事において、専任特例2号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にCORINSへの登録を行うこと。

(その他)

第7条 既に監理技術者として配置されている工事について、監理技術者が専任から兼務に変わり、監理技術者補佐を新たに設置するなど、施工体制が変更になる場合は、事前に発注者と協議し、必要な手続きを行うものとする。

旧倉松第二調節池排水ポンプ更新工事

数 量 計 算 書

(機械設備)

直接勞務費集計表

機 械 設 備

單位：人

[illegible]

機器等据付工

機 械 設 備

[illegible]

機 器 等 撤 去 工

機 械 設 備

名 称	数量	単位重量 (t)	総 重 量		分類 (類)	歩 掛 り		補正率 (%)	再使用歩 掛り率 (%)	撤去工 (人)	普通作業員 (人)	機械設備 据付工 (人)	設備機械工 (人)	技 術 者 (人)	電 工 (人)	備 考
			機 器 (t)	直接材料 (t)		X : 1台当り質量	(人/台,組)									
No. 2排水ポンプ	1	3.7	3.70		2				40							着脱装置再使用
計			輸送重量 3.70 ton													

*再使用歩掛り率：再使用なしは40% 再使用ありは60%

集計設備（機材内容）

1. 更新 （ケーブル類 材料類 機器類）
2. 撤去 （ケーブル類 材料類 機器類）

材料数量 (※) 印は工量無

(*) 印は工量無

(1)	低圧ケーブル	ポンプ(動力)	(ポンプ本体の付属品)	m	8
-------	--------	---------	-------------	---	---

ポンプ(動力) (ポンプ本体の付属品)	m	8
---------------------	---	---

m
8

8

(2)	制御ケーブル	ポンプ(保護)	(ポンプ本体の付属品)	m	4
-------	--------	---------	-------------	---	---

ポンプ(保護) (ポンプ本体の付属品)	m	4
---------------------	---	---

m 4

4

(3)	一般労務費	電 工 (据付)	人
-------	-------	----------	---

電 工 (据付) 人

人 工 集 計 表

[illegible]

材 料 集 計 表 - 1

[illegible]

C- 1 / 1 (K= 1.0)

電工量小計=

更新

材 料 内 訳 表

[illegible]

更新 (1/ 1)

拾い出し根拠表

N o	自	至	種別・サイズ・本数	経路	合計	計 算
1001	プルボックス	No. 2排水ポン プ	ポンプ(動力) x 2	P&D	3. 7	1. 4 + (2. 3)
				RACK		
				CP		
				FEP		
				CP		
				露出		
				埋込		
1002	プルボックス	No. 2排水ポン プ	ポンプ(保護)	P&D	3. 7	1. 4 + (2. 3)
				RACK		
				CP		
				FEP		
				CP		
				露出		
				埋込		

[illegible]

電工量小計＝

撤去

(撤 去) 材 料 内 訳 表

[illegible]

撤去 (1/ 1)

拾い出し根拠表

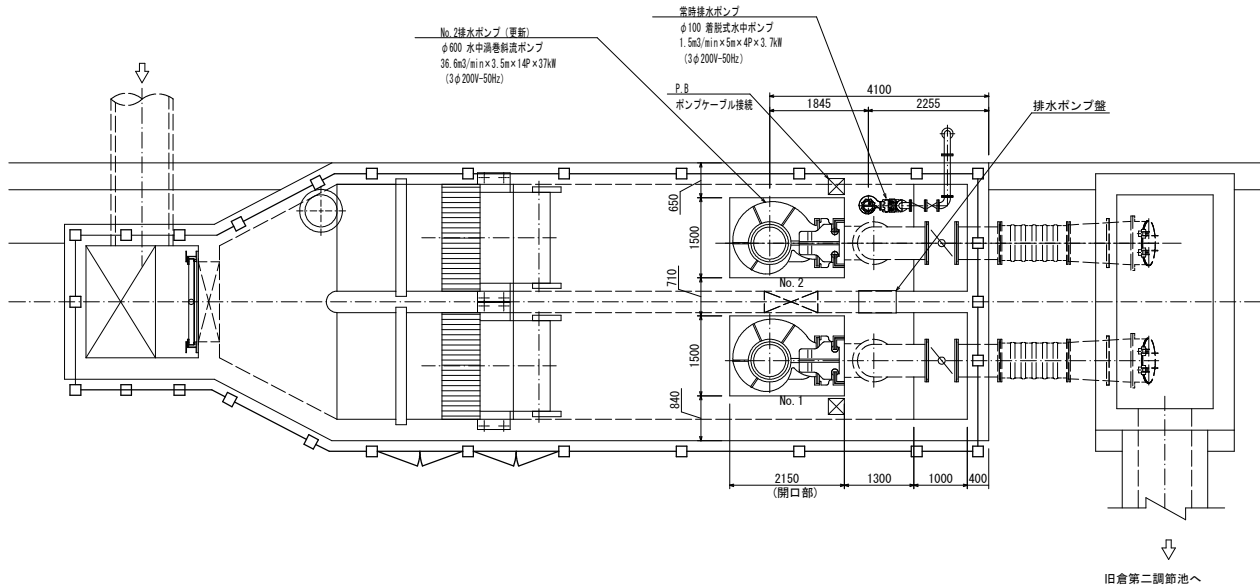
N o	自	至	種別・サイズ・本数	経路	合計	計 算
R 1001	プルボックス	No. 2排水ポン プ	ポンプ(動力) x 2	P&D	3. 7	1. 4 + (2. 3)
				RACK		
				CP		
				FEP		
				CP		
				露出		
				埋込		
R 1002	プルボックス	No. 2排水ポン プ	ポンプ(保護)	P&D	3. 7	1. 4 + (2. 3)
				RACK		
				CP		
				FEP		
				CP		
				露出		
				埋込		

旧倉松第二調節池 No. 2排水ポンプ更新
配線根拠図

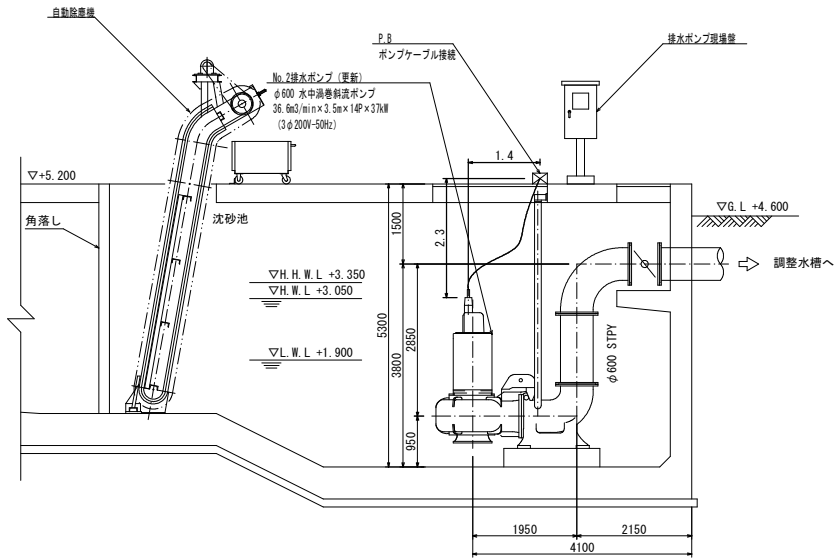
A1 : S=1/50

A3 : S=1/100

平面図



No. 2排水ポンプ廻り断面図

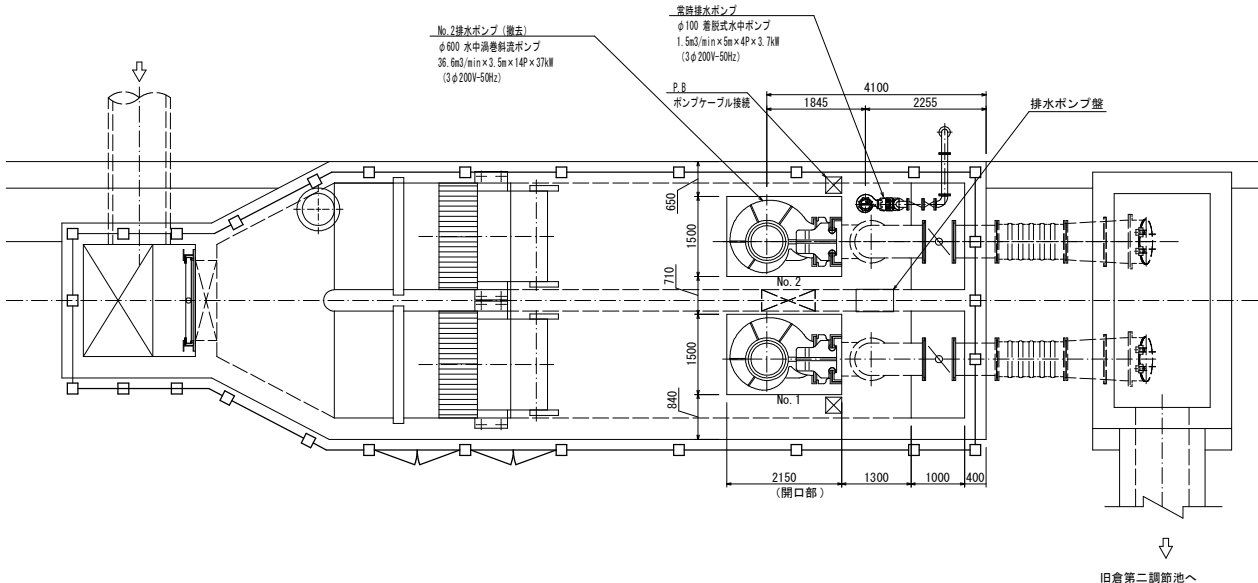


注) 今回の更新機器は下記とする
・No. 2排水ポンプ
(ポンプのみ更新、着脱装置は既設再使用とする)

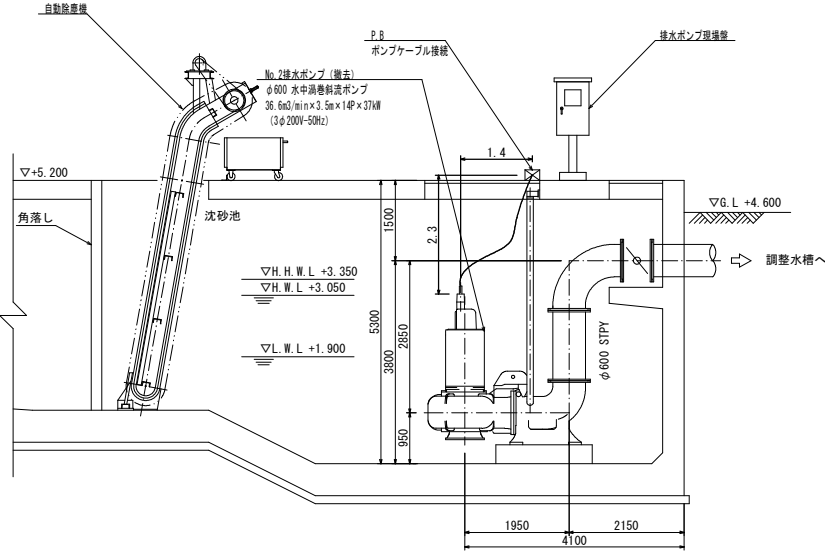
旧倉松第二調節池 No. 2排水ポンプ撤去配
線根拠図

A1 : S=1/50
A3 : S=1/100

平面図



No. 2排水ポンプ廻り断面図



注) 今回の撤去機器は下記とする
・No. 2排水ポンプ
(ポンプのみ撤去、着脱装置は既設再使用とする)

旧倉松第二調節池排水ポンプ更新工事

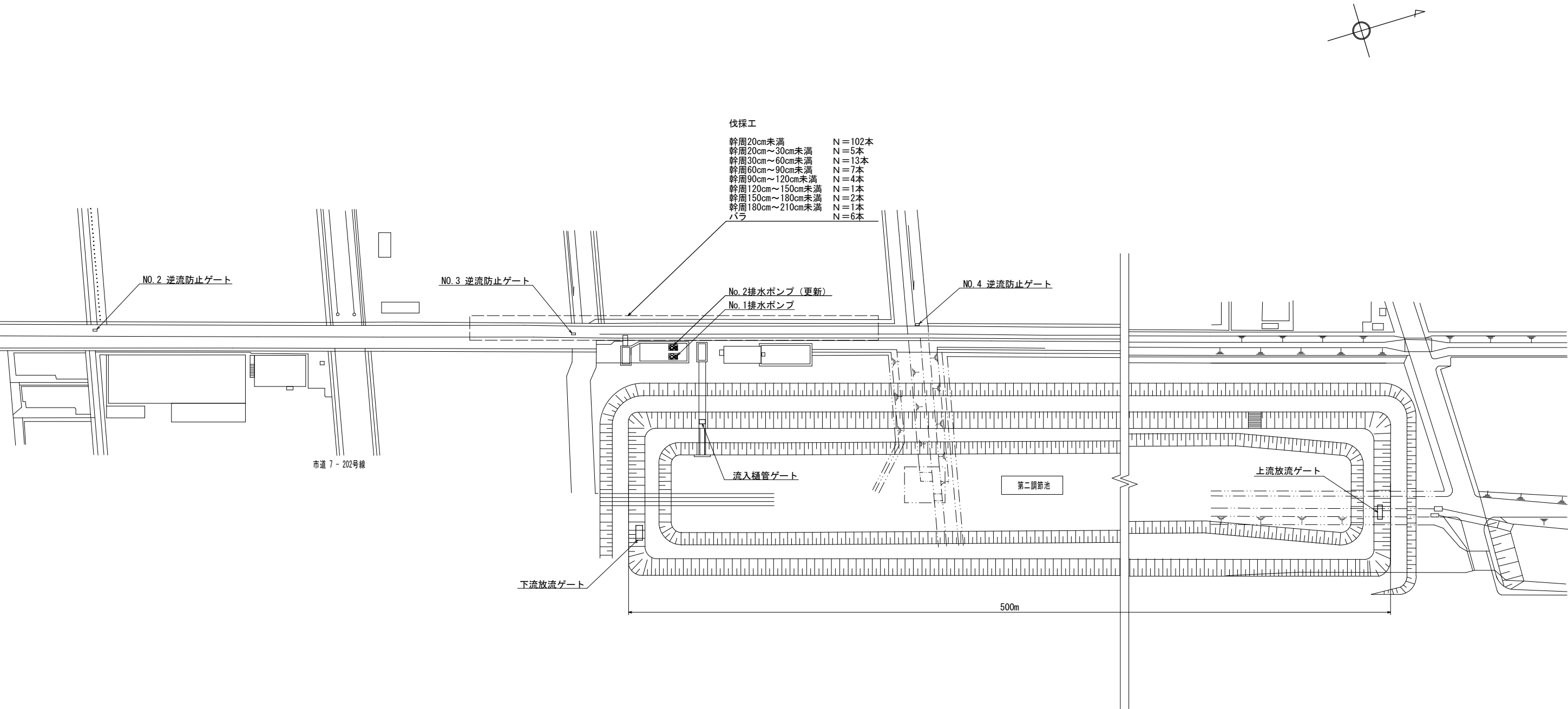
春日部市不動院野地内

数 量 計 算 書

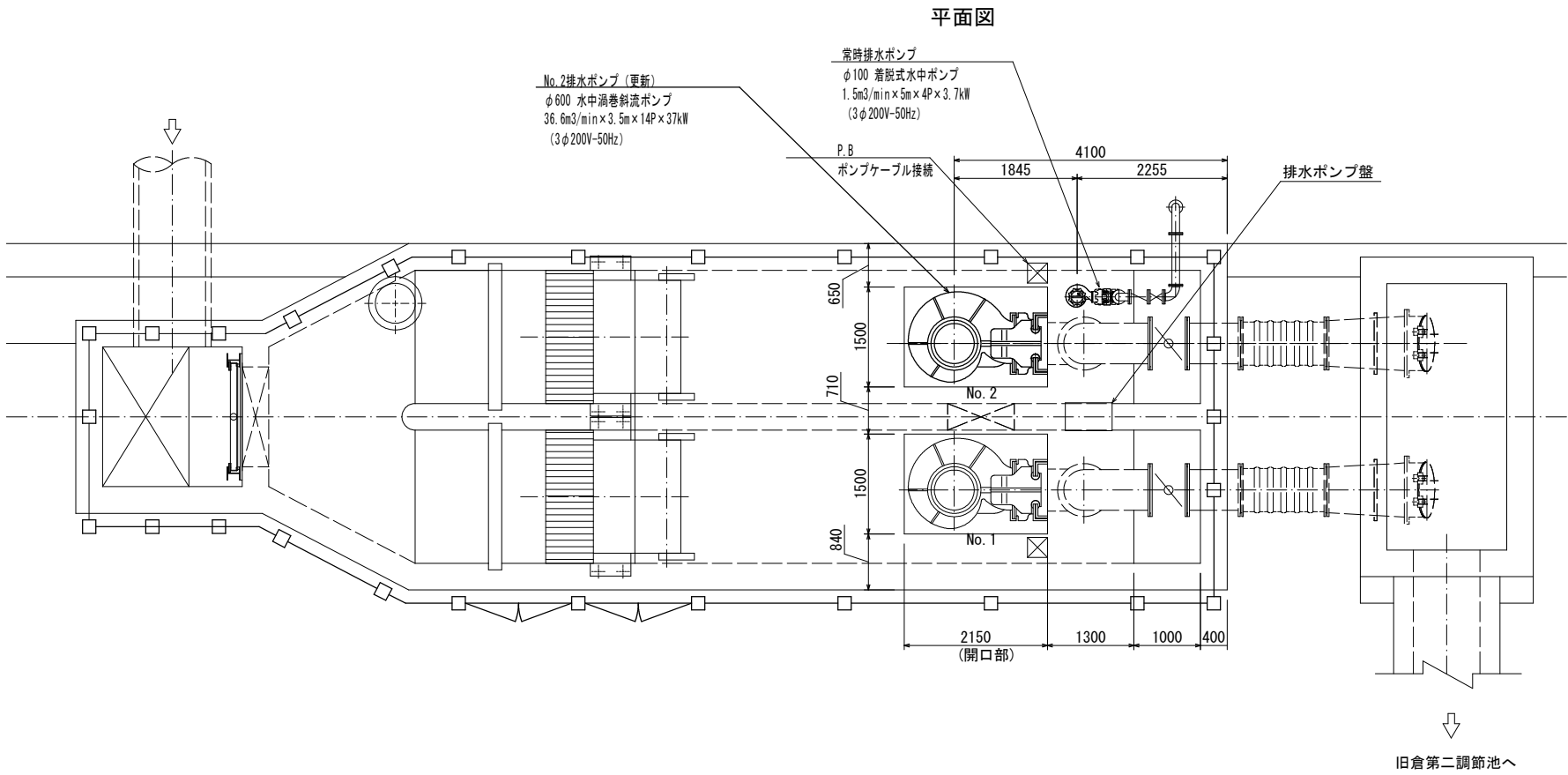
(伐採工)

[illegible]

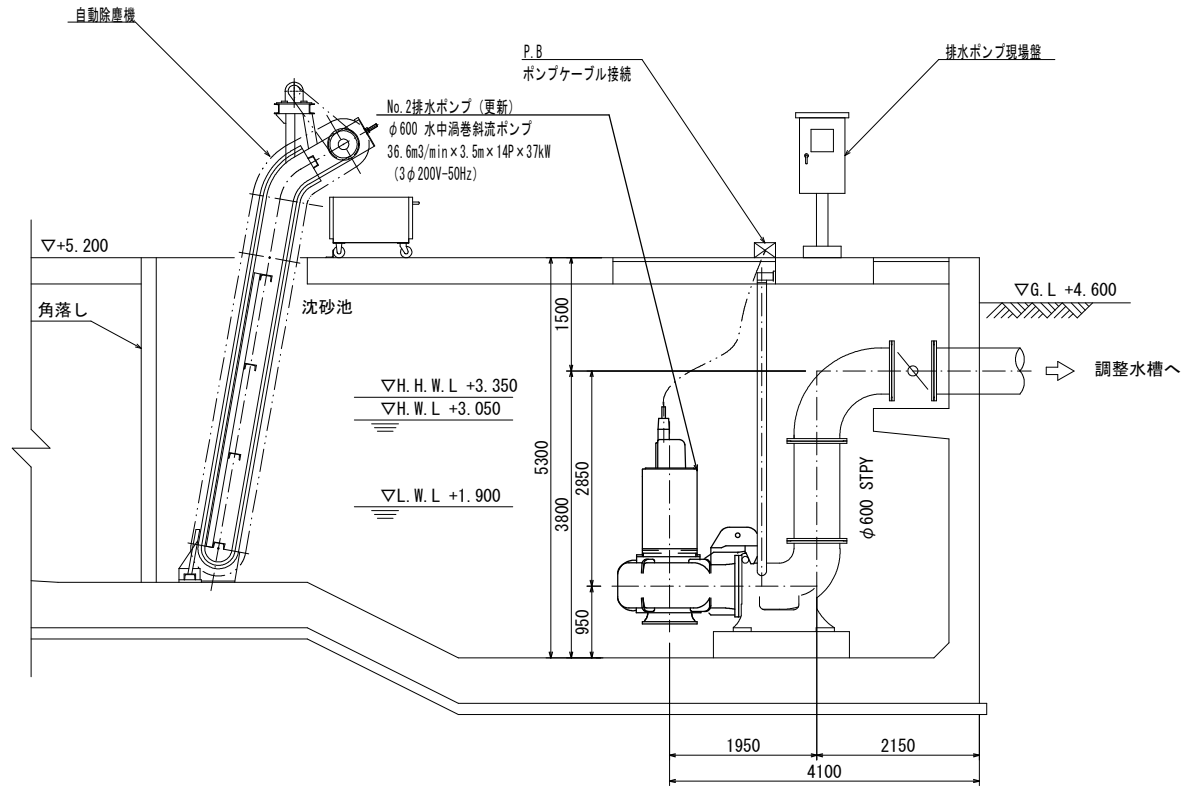
伐採工
幹周20cm未満 N=102本
幹周20cm～30cm未満 N=5本
幹周30cm～60cm未満 N=13本
幹周60cm～90cm未満 N=7本
幹周90cm～120cm未満 N=4本
幹周120cm～150cm未満 N=1本
幹周150cm～180cm未満 N=2本
幹周180cm～210cm未満 N=1本
バラ N=6本



工事名	旧倉松第二調節池排水ポンプ更新工事		
河川名	旧倉松第二調節池		
工事箇所	春日部市 不動院野地内		
図面名	平面図		
縮尺	図示のとおり	図面番号	1 / 3
春日部市役所 建設部 河川課			

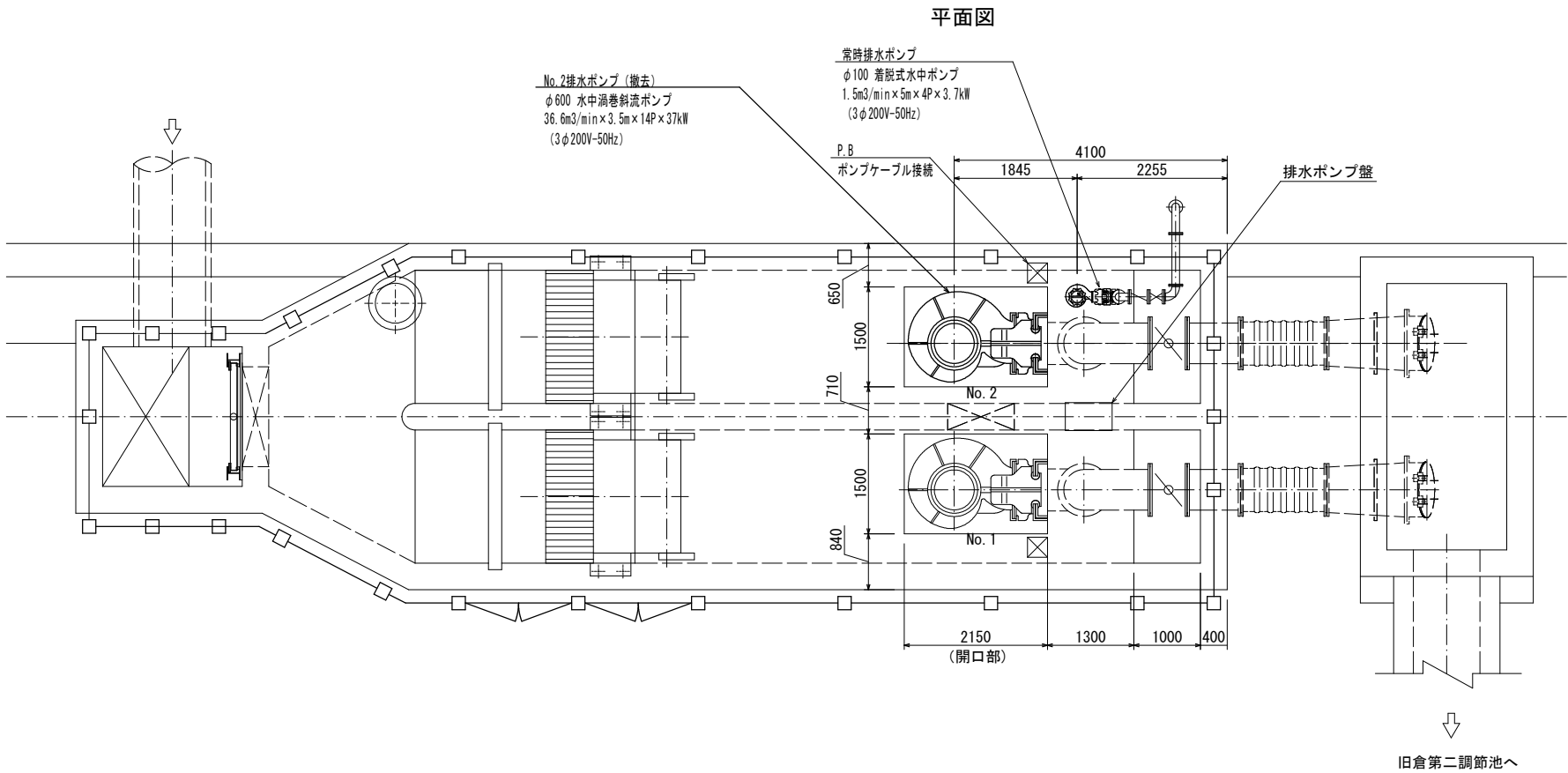


No. 2排水ポンプ廻り断面図

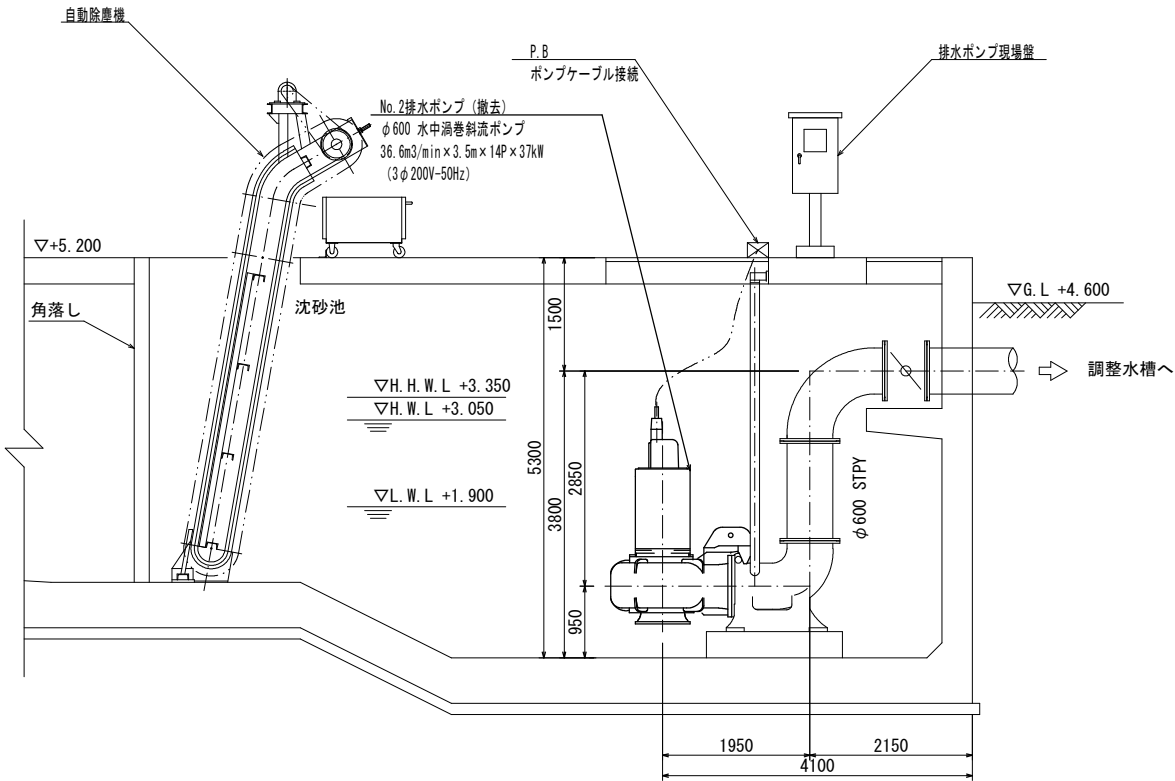


注) 今回の更新機器は下記とする
・No. 2排水ポンプ
(ポンプのみ更新、着脱装置は既設再使用とする)

工事名	旧倉松第二調節池排水ポンプ更新工事		
河川名	旧倉松第二調節池		
工事箇所	春日部市 不動院野地内		
図面名	平面図・断面図 (更新)		
縮尺	図示のとおり	図面番号	2 / 3
春日部市役所 建設部 河川課			



No. 2排水ポンプ廻り断面図



注) 今回の撤去機器は下記とする
・No. 2排水ポンプ
(ポンプのみ撤去、着脱装置は既設再使用とする)

工事名	旧倉松第二調節池排水ポンプ更新工事		
河川名	旧倉松第二調節池		
工事箇所	春日部市 不動院野地内		
図面名	平面図・断面図 (撤去)		
縮尺	図示のとおり	図面番号	3 / 3
春日部市役所 建設部 河川課			